

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
52	障害者総合支援法による自立支援医療(精神通院)制度に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、障害者総合支援法による自立支援医療(精神通院)制度に関する事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡崎市長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者総合支援法による自立支援医療(精神通院)制度に関する事務
②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づき、自立支援医療制度の精神通院医療・更生医療・育成医療のうち、精神通院医療に該当する要件(通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の精神障がい(てんかんを含む。)のある者)を満たした障がい者に対し、指定自立支援医療機関から指定自立支援医療を受けた際に要した費用について、自立支援医療費を支給するため、各種申請(新規・再認定・支給認定変更等)・届出(氏名変更・保険変更等)の受理、愛知県への進達等の事務を行う。</p> <p>①申請・届出を受理し、申請書類(申請書、診断書、保険証の写し等)に記載された内容を確認する。 ②転入者については転入前自治体へ受給状況確認を行う。 ③申請内容をシステムに入力し、管理する。 ④自己負担上限額階層区分の決定のため、生活保護受給状況、市民税課税状況、所得、年金給付情報を確認する。 ⑤申請書類等を愛知県に進達する。 ⑥愛知県が支給認定申請を承認した場合は、決定結果をシステムに入力し、申請者に対し自立支援医療費受給者証、自己負担上限額管理票及び通知文を送付する。 ⑦愛知県が支給認定申請を不承認とした場合は、決定結果をシステムに入力し、不承認通知書を送付する。 ⑧自立支援医療機関の管理を行う。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①申請・届出を受理し、申請書類(申請書、診断書、保険証の写し等)に記載された内容を確認する。 ③申請内容をシステムに入力し、管理する。 ④自己負担上限額階層区分の決定のため、生活保護受給状況、市民税課税状況、所得、年金給付情報等を確認する。 ⑥愛知県が支給認定申請を承認した場合は、決定結果をシステムに入力し、申請者に対し自立支援医療費受給者証、自己負担上限額管理票及び通知文を送付する。 ⑦愛知県が支給認定申請を不承認とした場合は、決定結果をシステムに入力し、不承認通知書を送付する。</p>
③システムの名称	1 福祉総合システム(精神障がい者福祉) 2 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 3 中間サーバー 4 住民基本台帳ネットワークシステム 5 宛名管理システム 6 データ連携基盤(庁内連携システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療(精神通院)に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(発令:平成25年5月31日号外法律第27号)(以下、「番号利用法」という。)第9条第1項及び別表第1の項番84
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2における第1欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「障害者総合支援法による自立支援給付(自立支援医療費)の支給に関する事務」が含まれる項(108、109、110の項)</p> <p>【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2における第3欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項(8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項)</p> <p>【8_障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(障害者自立支援給付関係情報)】</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
愛知県知事	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市福祉部障がい福祉課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市福祉部障がい福祉課(0564-23-6180)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者総合支援法による自立支援給付関係情報」が含まれる16、26、56の2、87、116の項 :行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令という。)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第7条、第10条、第12条、第19条、第30条、第44条 【別表第二における情報照会の根拠】 :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「障害者総合支援法による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務、自立支援医療費の支給に関する事務」が含まれる108、109、110の項 :別表第二省令第55条	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者総合支援法による自立支援給付関係情報」が含まれる8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項 :番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令という。)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第7条-3-ホ、第10条-3-ホ、第12条-1-ハ、同条-3-ニ、同条-6-ニ、第14条-1-ハ、同条-2-ハ、第19条-1-チ、第27条-1-ロ、同条-2-ロ、第30条-12、第44条-1-チ、第55条-1-ハ、同条-4-ハ、同条-6-ハ、第59条の2-1-ニ 【別表第二における情報照会の根拠】 :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「障害者総合支援法による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務、自立支援医療費の支給に関する事務」が含まれる108、109、110の項 :別表第二省令第55条-2、同条-4、同条-5、同条-7、第55条の2	事前	
平成29年2月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日	平成28年4月1日	事後	
平成29年2月15日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成29年2月15日	全般	番号法	番号利用法	事後	法改正に伴う略称の変更のため
平成30年3月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者総合支援法による自立支援給付関係情報」が含まれる8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項 :番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令という。)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第7条-3-ホ、第10条-3-ホ、第12条-1-ハ、同条-3-ニ、同条-6-ニ、第14条-1-ハ、同条-2-ハ、第19条-1-チ、第27条-1-ロ、同条-2-ロ、第30条-12、第44条-1-チ、第55条-1-ハ、同条-4-ハ、同条-6-ハ、第59条の2-1-ニ 【別表第二における情報照会の根拠】 :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「障害者総合支援法による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務、自立支援医療費の支給に関する事務」が含まれる108、109、110の項 :別表第二省令第55条-2、同条-4、同条-5、同条-7、第55条の2	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項 :番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令という。)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第7条-2-ニ、同条-3-ホ、第10条-1-ニ、同条-2-ロ、同条-3-ホ、同条-4-ハ、第12条-1-ハ、同条-2-ロ、同条-4-ニ、同条-6-ロ、同条-8-ニ、第14条-1-ハ、同条-2-ハ、第19条-1-チ、第27条-1-ロ、同条-2-ロ、第30条-12、第44条-1-チ、第55条-1-ホ、同条-2-ハ、同条-5-ハ、同条-8-ハ、第59条の2-1-ニ 【8_障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報】 【別表第二における情報照会の根拠】 :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「障害者総合支援法による自立支援給付(自立支援医療費)の支給に関する事務」が含まれる108、109、110の項 :別表第二省令第55条-6、同条-7、同条-10、第55条の2-2、第55条の3-1、同条-2、同条-4	事後	
平成30年3月23日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、番号利用法という。) 第9条第1項及び別表第一の項番84 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第60条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、番号利用法という。) 第9条第1項及び別表第一の項番84 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第60条-2、同条-3、同条-4、同条-5、同条-6、同条-7	事後	
平成30年3月23日	所属長名	小幡 実	片岡 泉	事後	
平成30年3月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱人数 いつの時点か	2016/4/1 時点	2017/11/16 時点	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第60条-2、同条-3、同条-4、同条-5、同条-6、同条-7	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第60条第2項、同条第3項、同条第4項、同条第5項、同条第6項、同条第7項	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【8_障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報】	削除	事後	
平成31年4月1日	IV - 1	—	基礎項目評価書	事後	
平成31年4月1日	IV - 2	—	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IV-3 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-3 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-4	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-5	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-7	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-8	—	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
平成31年4月1日	IV-9	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項 ：番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令という。)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第7条-2-二、同条-3-ホ、第10条-1-二、同条-2-ロ、同条-3-ホ、同条-4-ハ、第12条-1-ハ、同条-2-ロ、同条-4-二、同条-6-ロ、同条-8-二、第14条-1-ハ、同条-2-ハ、第19条-1-チ、第27条-1-ロ、同条-2-ロ、第30条-12、第44条-1-チ、第55条-1-ホ、同条-2-ハ、同条-5-ハ、同条-8-ハ、第59条の2-1-二</p> <p>【別表第二における情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「障害者総合支援法による自立支援給付(自立支援医療費)の支給に関する事務」が含まれる108、109、110の項 ：別表第二省令第55条-6、同条-7、同条-10、第55条の2-2、第55条の3-1、同条-2、同条-4</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項 ：番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令という。)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第7条-2-二、同条-3-ホ、第10条-1-二、同条-2-ロ、同条-3-ホ、同条-4-ハ、第12条-1-ハ、同条-2-ロ、同条-4-二、同条-6-ロ、同条-8-二、第14条-1-ハ、同条-2-ハ、第19条-1-チ、第27条-1-ロ、同条-2-ロ、第30条-12、第44条-1-チ、第55条-1-ホ、同条-2-ハ、同条-5-ハ、同条-8-ハ、同条-9-二、第59条の2-1-二</p> <p>【別表第二における情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「障害者総合支援法による自立支援給付(自立支援医療費)の支給に関する事務」が含まれる108、109、110の項 ：別表第二省令第55条-6、同条-7、同条-11、第55条の2-2、第55条の2-3、第55条の2-4、第55条の3-1、同条-2、同条-4</p>	事後	
平成31年4月1日	所属長	片岡 泉	池野 肇	事後	
令和2年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	<p>本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①申請・届出を受け、申請書類(申請書、診断書、保険証の写し等)に記載された内容を確認する。</p> <p>③申請内容をシステムに入力し、管理する。</p> <p>④自己負担上限額階層区分の決定のため、市民税課税状況を確認する。</p> <p>⑥愛知県が支給認定申請を承認した場合は、決定結果をシステムに入力し、申請者に対し自立支援医療費受給者証、自己負担上限額管理票及び通知文を送付する。</p> <p>⑦愛知県が支給認定申請を不承認とした場合は、決定結果をシステムに入力し、不承認通知書を送付する。</p>	<p>本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①申請・届出を受け、申請書類(申請書、診断書、保険証の写し等)に記載された内容を確認する。</p> <p>③申請内容をシステムに入力し、管理する。</p> <p>④自己負担上限額階層区分の決定のため、生活保護受給状況、市民税課税状況、所得、年金給付情報等を確認する。</p> <p>⑥愛知県が支給認定申請を承認した場合は、決定結果をシステムに入力し、申請者に対し自立支援医療費受給者証、自己負担上限額管理票及び通知文を送付する。</p> <p>⑦愛知県が支給認定申請を不承認とした場合は、決定結果をシステムに入力し、不承認通知書を送付する。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号利用法」という。)第9条第1項及び別表第1の項番84 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第60条第2項、同条第3項、同条第4項、同条第5項、同条第6項、同条第7項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(最終改正:令和元年5月31日号外法律第17号)(以下、「番号利用法」という。)第9条第1項及び別表第1の項番84 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(最終改正:令和元年9月30日号外内閣府・総務省令第7号)第60条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、同条第7号	事後	
令和2年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第二における情報提供の根拠】 : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項 : 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令という。)(平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第7号)第7条第2-2、同条第3-ホ、第10条第1-二、同条第2-ロ、同条第3-ホ、同条第4-ハ、第12条第1-ハ、同条第2-ロ、同条第4-二、同条第6-ロ、同条第8-二、第14条第1-ハ、同条第2-ハ、第19条第1-チ、第27条第1-ロ、同条第2-ロ、第30条第12、第44条第1-チ、第55条第1-ホ、同条第2-ハ、同条第5-ハ、同条第8-ハ、同条第9-二、第59条の2第1-二 【別表第二における情報照会の根拠】 : 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「障害者総合支援法による自立支援給付(自立支援医療費)の支給に関する事務」が含まれる108、109、110の項 : 別表第二省令第55条第6、同条第7、同条第11、第55条の2-2、第55条の2-3、第55条の2-4、第55条の3-1、同条第2、同条第4	【別表第二における情報提供の根拠】 : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項 : 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令という。)(発令:平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第7号)第7条第2号二、同条第3号ホ、第10条第1号二、同条第2号ロ、同条第3号ホ、同条第4号二、第12条第1号二、同条第2号ハ、同条第4号二、同条第6号ハ、同条第8号二、第14条第1号二、同条第2号二、第19条第1号チ、第27条第1号ロ、同条第2号ロ、第30条第12号、第44条第1号チ、第55条第1号ホ、同条第2号ハ、同条第5号ハ、同条第6号ハ、同条第8号ハ、同条第9号二、第59条の2第1号二、 【別表第二における情報照会の根拠】 : 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「障害者総合支援法による自立支援給付(自立支援医療費)の支給に関する事務」が含まれる108、109、110の項 : 別表第二省令第55条第6号、同条第7号、同条第11号、第55条の2第2号、同条第3号、同条第4号、第55条の3第1号、同条第2号、同条第4号	事後	
令和2年10月1日	所属長	健康増進課 池野 肇	健康増進課長	事後	
令和2年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱人数 いつの時点か	2019/1/17 時点	2020/3/1 時点	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第二における情報提供の根拠】 : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項 : 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令という。)(発令:平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第7号)第7条第2号二、同条第3号ホ、第10条第1号二、同条第2号ロ、同条第3号ホ、同条第4号二、第12条第1号二、同条第2号ハ、同条第4号二、同条第6号ハ、同条第8号二、第14条第1号二、同条第2号二、第19条第1号チ、第27条第1号ロ、同条第2号ロ、第30条第12号、第44条第1号チ、第55条第1号ホ、同条第2号ハ、同条第5号ハ、同条第6号ハ、同条第8号ハ、同条第9号二、第59条の2第1号二、	【別表第二における情報提供の根拠】 : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項 : 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令という。)(発令:平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第7号)第7条第2号二、同条第3号ホ、第10条第1号二、同条第2号ロ、同条第3号ホ、同条第4号二、第12条第1号二、同条第2号ハ、同条第4号二、同条第6号ハ、同条第8号二、第14条第1号二、同条第2号二、第19条第1号チ、第27条第1号ロ、同条第2号ロ、第30条第12号、第44条第1号チ、第55条第1号ホ、同条第2号ハ、同条第5号ハ、同条第6号ハ、同条第8号ハ、同条第9号二、第59条の2第2号1から第5号の二、同条第6号二	事後	
令和3年4月1日	部署	保健部健康増進課	福祉部障がい福祉課	事後	
令和3年4月1日	所属長	健康増進課 坂田 勝彦	障がい福祉課長	事後	
令和3年4月1日	請求先	444-8545 岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部健康増進課	444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市福祉部障がい福祉課	事後	
令和3年4月1日	連絡先	444-8545 岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部健康増進課(0564-23-6715)	444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市福祉部障がい福祉課(0564-23-6180)	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	法改正に伴う修正であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(発令:平成25年5月31日号外法律第27号)(以下、「番号利用法」という。)第9条第1項及び別表第1の項番84 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(発令:平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5号)第60条第1号、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、同条第7号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(発令:平成25年5月31日号外法律第27号)(以下、「番号利用法」という。)第9条第1項及び別表第1の項番84	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【別表第二における情報提供の根拠】 ：第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項 ：番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、別表第二省令という。)(発令：平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第7号)第7条第2号ニ、同条第3号ホ、第10条第1号ニ、同条第2号ロ、同条第3号ホ、同条第4号ニ、第12条第1号ニ、同条第2号ハ、同条第4号ニ、同条第6号ハ、同条第8号ニ、第14条第1号ニ、同条第2号ニ、第19条第1号チ、第27条第1号ロ、同条第2号ロ、第30条第12号、第44条第1号チ、第55条第1号ホ、同条第2号ハ、同条第5号ハ、同条第6号ハ、同条第8号ハ、同条第9号ニ、第59条の2の2第1号から第5号のニ、同条第6号ニ</p> <p>【別表第二における情報照会の根拠】 ：第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「障害者総合支援法による自立支援給付(自立支援医療費)の支給に関する事務」が含まれる108、109、110の項 ：別表第二省令第55条第6号、同条第7号、同条第11号、第55条の2第2号、同条第3号、同条第4号、第55条の3第1号、同条第2号、同条第4号</p>	<p>【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2における第3欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項 (8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項)</p> <p>【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2における第1欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「障害者総合支援法による自立支援給付(自立支援医療費)の支給に関する事務」が含まれる項 (108、109、110の項)</p>	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1、対象人数 2、対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1、対象人数 2、取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月20日 時点	事後	
令和5年4月1日	4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2における第3欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項 (8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項)</p> <p>【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2における第1欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「障害者総合支援法による自立支援給付(自立支援医療費)の支給に関する事務」が含まれる項 (108、109、110の項)</p>	<p>【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2における第1欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「障害者総合支援法による自立支援給付(自立支援医療費)の支給に関する事務」が含まれる項 (108、109、110の項)</p> <p>【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2における第3欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項 (8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項)</p> <p>【8_障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(障害者自立支援給付関係情報)】</p>	事後	